

HSBCグローバル・ターゲット利回り 債券ファンド2020-07(限定追加型)

追加型投信／内外／債券

- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
 - ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
- ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。



- ▶ 本書により行う「HSBCグローバル・ターゲット利回り債券ファンド2020-07(限定追加型)」(以下「当ファンド」という場合があります。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年6月15日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2020年7月1日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券(一般)	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号

設立年月日:1985年5月27日

資本金(本書作成時現在):495百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額(2020年3月末現在):1,134,862百万円

<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.co.jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

みずほ信託銀行株式会社

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に世界各国の債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1. 世界各国(日本を含む)の企業等が発行する債券に投資を行います。

- ▶ 主としてファンドの信託期間終了前に満期償還や早期償還が見込まれる債券に投資します。
- ▶ 主に米ドル建ての債券に投資し、原則として各債券の満期日まで保有します。
- ▶ 保有債券が信託期間中に満期償還や早期償還により償還される場合には、信託期間終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への投資を行うこともあります。
- ▶ HSBC グローバル・アセット・マネジメント(米国) インクが運用を行います。
運用委託契約に基づいて、HSBC グローバル・アセット・マネジメント(米国) インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
- ▶ HSBC グローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBC グループ内の情報ソースを活用します。

2. 外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

3. 4年の限定追加型の投資信託です。

- ▶ ファンドの信託期間は2020年7月31日から2024年7月31日までです。
- ▶ ファンドは、ご購入のお申し込みを2020年8月7日まで限定して受け付ける限定追加型の投資信託です。

主な投資制限

株 式 へ の 投 資	転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得した株式に限るものとし、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

年1回の決算時(毎年7月31日、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
 - ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- (注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

一般コース(分配金を受取る):税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

自動けいぞく投資コース(分配金を再投資する):税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる64の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約25の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

2 投資リスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません**。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

リスクの管理体制

運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

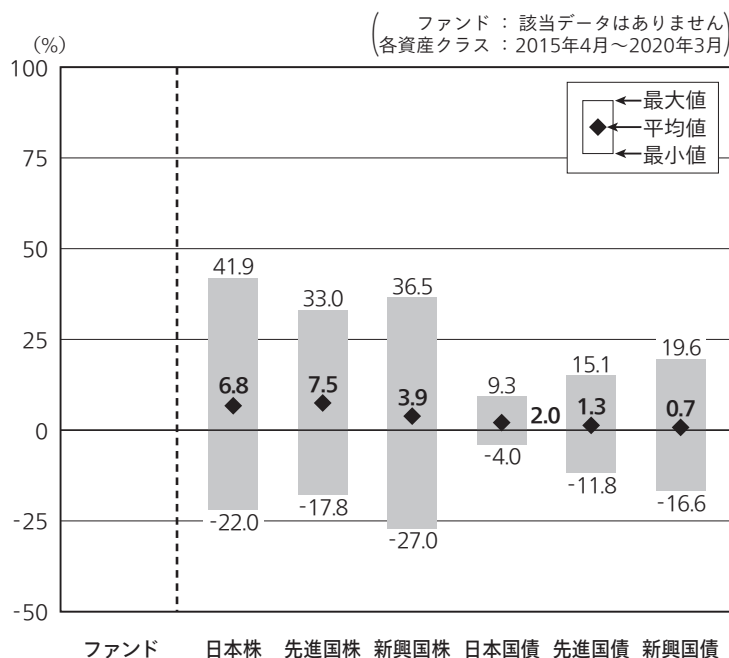
運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

<該当データはありません>

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。が、ファンドについては設定していないため騰落率のデータはありません。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。

<参考>各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数(TOPIX)の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3 運用実績

(2020年7月31日に運用を開始する予定であり、本書作成時現在、該当事項はありません。)

① 基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

② 分配の推移

該当事項はありません。

③ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

④ 年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドはベンチマークを設けていません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 * 購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2020年7月1日から2020年7月30日まで 継続申込期間：2020年7月31日から2020年8月7日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	2020年7月31日(信託設定日)から2024年7月31日(償還日)まで
繰上償還	ファンドの残存口数が20億口を下回った場合等には、当該ファンドの信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年7月31日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2021年8月2日
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1,500億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「グ利回 20-07」の略称で掲載されます。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 2.20% (税抜2.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額(換金時)	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	年 0.968% (税抜年 0.88%)	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年 0.45%	ファンドの運用等の対価(運用委託先への報酬が含まれます。)
(販売会社)	税抜年 0.40%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他費用・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 〔 純資産総額に対し上限年 0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 〕 その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- ・上記は、2020年3月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は、上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<追加的記載事項>

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
H S B C グローバル・ターゲット利回り債券ファンド 2020-07 (限定追加型)	グローバル・ターゲット 2020-07